

安芸高田市民文化センター使用許可申請書

申請日 年 月 日

安芸高田市民文化センター 様
(クリスタルアージュ)〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田761
tel 0826-42-2411 fax 0826-42-1866E-mail crystal-agio@city.akitakata.jp
crystal-agio@city.akitakata.lg.jp

申請者	団体名		
	住所	tel	fax
	代表者名		
	担当者		

使用年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用施設	収容人員	使用時間		使用時間		
文化ホール	文化ホール	735名	時～時	時～時	時～時	
	冷暖房設備	—	時～時	時～時	時～時	
	部分使用	ホール	—	時～時	時～時	時～時
		客席フロア	—	時～時	時～時	時～時
		冷暖房設備	—	時～時	時～時	時～時
	その他	控室 1	10名	時～時	時～時	時～時
		控室 2	6名	時～時	時～時	時～時
ホワイエ	—	時～時	時～時	時～時	時～時	
研修室	1階	研修室101	24名	時～時	時～時	
		調理実習室	24名	時～時	時～時	
	2階	研修室201	30名	時～時	時～時	
		研修室202	30名	時～時	時～時	
		研修室203	30名	時～時	時～時	
		和室	30名	時～時	時～時	
	3階	研修室301	30名	時～時	時～時	
		視聴覚室	30名	時～時	時～時	
	4階	研修室401	28名	時～時	時～時	
		研修室402	60名	時～時	時～時	
小ホール		200名	時～時	時～時		
分割使用	小ホール1	80名	時～時	時～時		
	小ホール2	120名	時～時	時～時		
行事名称						
付属設備の使用 (研修室利用のみ)		<input type="checkbox"/> 音響設備 <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> その他()				
施設への持込備品類						
催し物の詳細		開場時間: 時 分 開演時間: 時 分 終演予定時間: 時 分				
使用人数		人	使用責任者	TEL	内線()	
使用区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利 入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

減免区分	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額減免 その他()				
附属設備	<input type="checkbox"/> ホール舞台音響設備(3,000円/回)		<input type="checkbox"/> ホール舞台照明設備(3,000円/回)		
施設使用料①	円	冷暖房使用料②	円	附属設備使用料③	円
減免金額④	円	合計請求金額(①+②+③-④)			円

【備考】	システム入力 施設管理		決	館長	係員
			裁		

安芸高田市民文化センター使用料金一覧表

(安芸高田市文化センター設置管理条例・設置管理規則、安芸高田市使用料減免規定による)

(1) ホール

施設名		使用料	冷暖房費	合計	備考
ホール	ホール全体	4,000円	3,000円	7,000円	1時間につき
	ホール舞台	2,000円	1,500円	3,500円	
	ホールアリーナ	2,000円	1,500円	3,500円	
備考	ホールの使用料には、付属の控室1、控室2、ホワイエの使用料を含むものとする				

(2) ホール附属設備等

施設名		使用料	備考
附属設備等使用料	ホール音響設備	3,000円	・日額1回につき ・当初設定のまま使用する場合には、使用料は無料
	ホール照明設備	3,000円	

(3) 研修室、その他の施設

階	施設名	使用料	備考
1階	研修室101、調理実習室	700円	1時間につき
2階	研修室201、研修室202、研修室203、和室	700円	
	控室1、控室2	700円	
	ホールホワイエ	2,000円	
3階	研修室301	700円	
	視聴覚室	1,200円	
4階	研修室401、研修室402	700円	
	小ホール	2,000円	
	部分使用時	小ホール1 1,000円 小ホール2 1,000円	

(4) その他使用料に関する設定事項

使用種別	使用料処置	備考
市民が営利に使用する場合	上記表の額の 2倍の額 とする	市民：安芸高田市に居住し、住民基本台帳に登録されている者及び本市に事務所を有する法人。 営利：物品販売、商業宣伝その他これに類する目的に使用する場合。(企業が使用する場合は目的に関わらず営利とみなす)
市民以外が非営利に使用する場合	上記表の額の 3倍の額 とする	
市民以外が営利に使用する場合	上記表の額の 5倍の額 とする	

※ 当該施設を前日の準備のために使用するときは、当該使用料の半額とする。

※ 減免処置一部抜粋

・安芸高田市又は安芸高田市教育委員会が共催した場合には、使用料は全額免除とする。

2019年10月1日 改正